

IP通信網サービス契約約款（共通編）【現改比較表】 2022年4月28日現在

～2022年4月27日

2022年4月28日～

<p>目次（略）</p> <p>第1章～第14章（略）</p> <p>別記（略）</p> <p>附 則（平成23年6月16日 N O S第100186号）</p> <p>1（略）</p> <p>2 この改正規定実施の際現に、当社が附則（平成19年10月30日 N O S第700706号）に規定している経過措置については、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 第2種契約のタイプ3のコース1に係る区分の追加</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">細 目</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1-3～ プラン2-3</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> </tbody> </table>	細 目	内 容	プラン1-3～ プラン2-3	(略)	削除	削除	削除	削除	<p>目次（略）</p> <p>第1章～第14章（略）</p> <p>別記（略）</p> <p>附 則（平成23年6月16日 N O S第100186号）</p> <p>1（略）</p> <p>2 この改正規定実施の際現に、当社が附則（平成19年10月30日 N O S第700706号）に規定している経過措置については、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 第2種契約のタイプ3のコース1に係る区分の追加</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">細 目</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1-3～ プラン2-3</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>プラン4-2</td> <td>最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（100Mb/s品目のプラン4のものに限ります。）に係るもの。</td> </tr> <tr> <td>プラン5-2</td> <td>最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料</td> </tr> </tbody> </table>	細 目	内 容	プラン1-3～ プラン2-3	(略)	プラン4-2	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（100Mb/s品目のプラン4のものに限ります。）に係るもの。	プラン5-2	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料
細 目	内 容																
プラン1-3～ プラン2-3	(略)																
削除	削除																
削除	削除																
細 目	内 容																
プラン1-3～ プラン2-3	(略)																
プラン4-2	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（100Mb/s品目のプラン4のものに限ります。）に係るもの。																
プラン5-2	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料																

～2022年4月27日		2022年4月28日～	
			金表に規定するメニュー5-2に係るもの。
(2)～(4) (略)		(2)～(4) (略)	
3 (略)		3 (略)	
4 この附則実施の際現に、当社がOCN for とんとんみ～フレッツプラン会員規約及びOCN IPフォン for とんとんみ～利用規約の規定により締結している次の表の左欄の契約は、平成23年10月17日より、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行するものとします。		4 この附則実施の際現に、当社がOCN for とんとんみ～フレッツプラン会員規約及びOCN IPフォン for とんとんみ～利用規約の規定により締結している次の表の左欄の契約は、平成23年10月17日より、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行するものとします。	
OCN for とんとんみ～ とんとんみ～ ADSL1.5M～とんとんみ～B マンション	(略)	OCN for とんとんみ～ とんとんみ～ ADSL1.5M～とんとんみ～Bマンション	(略)
削除	削除	OCN for とんとんみ～ とんとんみ～ 光プレミアムファミリー	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン4-2
削除	削除	OCN for とんとんみ～ とんとんみ～ 光プレミアムマンション	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1

～2022年4月27日		2022年4月28日～	
			プラン5-2
5～6 (略)		5～6 (略)	
7 この附則実施の際現に、当社がOCN for ヴィパレット (C)、(L) サービス利用規約およびOCN IP フォン for ヴィパレットサービス利用規約の規定により締結している次の表の左欄の契約は、平成23年10月17日より、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行するものとします。		7 この附則実施の際現に、当社がOCN for ヴィパレット (C)、(L) サービス利用規約およびOCN IPフォン for ヴィパレットサービス利用規約の規定により締結している次の表の左欄の契約は、平成23年10月17日より、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行するものとします。	
OCN for ヴィパレット あいびいらんど (個人) ～B フレッツアクセス (マンション/ワイヤレスタイプ)	(略)	OCN for ヴィパレット あいびいらんど (個人) ～B フレッツアクセス (マンション/ワイヤレスタイプ)	(略)
削除	削除	OCN for ヴィパレット フレッツ・光プレミアムアクセス (ファミリータイプ)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン4-2
削除	削除	OCN for ヴィパレット フレッツ・光プレミアムアクセス (マンションタイプ)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン5-2

～2022年4月27日		2022年4月28日～	
附 則（平成 23 年 10 月 17 日 N S 才第 100133 号）			
1 （略）			
2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。			
ア～イ （略）			
ウ タイプ3に係るもの			
第2種オープンコンピュータ通信網 サービスに係る契約	第2種オープンコンピュータ通信網 サービスに係る契約	第2種オープンコンピュータ通信網 サービスに係る契約	第2種オープンコンピュータ通信網 サービスに係る契約
タイプ3 コース1 プラン6	タイプ3 コース1 メニュー2 プラン1	タイプ3 コース1 プラン6 <u>（Bフレッツ、フレッツ光プレミアム若しくはフレッツ光ネクストのファミリータイプ、OCN for QUOLIA Bフレッツプラン マンションタイプ若しくはOCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン マンションタイプから移行したもので第1種ドットフォン契約がないもの、又はOCN for ヴィバレット マンションセキュリティから移行したものに限り。）</u>	タイプ3 コース1 メニュー2 プラン1

～2022年4月27日		2022年4月28日～		
			タイプ3 コース1 プラン6 (OCN for QUOLIA B フレッツプラン マンションタイプ又はOCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン マンショ ンタイプから移行したもので第1種ドッ トフォン契約があるもの)	タイプ3 コース1 メニュー1 プラン2
タイプ3 コース1 プラン6-2 (Bフレッツプラン ファミリー100タイプ 及びフレッツ光プレミアム ファミリータイ プに限ります)	タイプ3 コース1 メニュー2 プラン1		削除	削除
タイプ3 コース1 プラン6-2 (Bフレッツプラン マンションタイプ及び フレッツ光プレミアムプラン マンシヨ ンタイプに限ります)	タイプ3 コース1 メニュー1 プラン2		削除	削除
備考			備考	

～2022年4月27日

2022年4月28日～

1～2 (略)

3 タイプ3のコース1のメニュー1のプラン2について、[移行前にタイプ3のコース1のプラン6の契約及び旧OCN for QUOLIA利用規約を締結している者](#)で、「第1種ドットフォン契約」を締結していない[場合](#)に限り、定額利用料から1契約ごとに217円(238.7円)を減額して適用する。

4 タイプ3のコース1のメニュー2のプラン1について、移行前に次の表の左欄の契約を締結している者は、定額利用料から1契約ごとに同表の右欄の減額を適用する。

タイプ3 コース1 プラン1-3	780円(858円)
タイプ3 コース1 プラン4-2	880円(968円)
タイプ3 コース1 プラン6-2	599円(658.9円)

5 タイプ3のコース1のメニュー2のプラン1について、[移行前にタイプ3のコース1のプラン6の契約及び旧OCN for MEGAX\(九州、中九州、南九州\)フレッツプラン会員規約を締結している者](#)で、「第1種ドットフォン契約」を締

1～2 (略)

3 タイプ3のコース1のメニュー1のプラン2について、タイプ3のコース1のプラン6 ([OCN for QUOLIA Bフレッツプラン マンションタイプ又はOCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン マンションタイプから移行したものに限ります。](#))から移行した[場合](#)で、第1種ドットフォン契約を締結していない[とき](#)に限り、定額利用料から1契約ごとに217円(238.7円)を減額して適用する。

4 タイプ3のコース1のメニュー2のプラン1について、移行前に次の表の左欄の契約を締結している者は、定額利用料から1契約ごとに同表の右欄の減額を適用する。

(略)	(略)
(略)	(略)
削除	削除

5 タイプ3のコース1のメニュー2のプラン1について、タイプ3のコース1のプラン6 ([OCN for MEGAX フレッツプランB、OCN for QUOLIA Bフレッツプラン ファミリー100タイプ、OCN for QUOLIA Bフレッツプラン IP電話セットフ](#)

～2022年4月27日	2022年4月28日～
<p><u>結していない場合に限り、定額利用料から1契約ごとに880円(968円)を減額して適用する。</u></p>	<p><u>ファミリー100タイプ、OCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン ファミリータイプ又はOCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン IP電話セット ファミリータイプから移行したものに限ります。)から移行した場合は、次に掲げる金額を減額して適用する。</u></p> <p><u>(1) 第1種ドットフォン契約を締結していない場合</u> <u>定額利用料から1契約ごとに880円(968円)</u></p> <p><u>(2) 第1種ドットフォン契約を締結している場合</u> <u>定額利用料から1契約ごとに599円(658.9円)</u></p> <p><u>6 タイプ3のコース1のメニュー2のプラン1について、タイプ3のコース1のプラン6(OCN for QUOLIA Bフレッツプラン マンションタイプ又は OCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン マンションタイプから移行したものに限ります。)から移行した場合で、第1種ドットフォン契約を締結しているときに限り、定額利用料から1契約ごとに599円(658.9円)を減額して適用する。</u></p> <p><u>7 タイプ3のコース1のメニュー2のプラン1について、タイプ3のコース1のプラン6(OCN for ヴィパレット マンションセキュアから移行したものに限ります。)から移行した場合に限り、定額利用料から1契約ごとに599円(658.9円)を減額して適用する。</u></p>
	<p><u>附 則(令和4年4月19日 P S事推第00912563号)</u></p>
	<p><u>(実施期日)</u></p>
	<p><u>1 この改正規定は、令和4年4月28日から実施します。</u></p>

～2022年4月27日	2022年4月28日～
	<p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p>
	<p><u>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>